

刈谷市水道事業に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市水道事業

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市水道事業管理規程第1号

刈谷市水道事業に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

刈谷市水道事業に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成18年水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「水道事業管理規程で定める手続等は、管理者が別に定めるものとし」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

企業職員の給与支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市水道事業

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市水道事業管理規程第2号

企業職員の給与支給規程の一部を改正する規程

企業職員の給与支給規程（平成13年水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第25条の項中「第25条」の次に「及び第25条の2」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市水道事業

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市水道事業管理規程第3号

刈谷市水道事業会計規程の一部を改正する規程

刈谷市水道事業会計規程（昭和44年水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市水道指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市水道事業

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市水道事業管理規程第4号

刈谷市水道指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

刈谷市水道指定給水装置工事事業者規程（平成9年水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を次のように改める。

- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に2以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。